

au じぶん card 規約

■ au じぶん card ポイントプログラム利用規約	・・・	P. 2
■ au じぶん card 会員特約 (MUFJ カード)	・・・	P. 7
■ au じぶん card TS3 会員特約	・・・	P. 10
■ au じぶん card セゾン 特約	・・・	P. 13
■ au じぶん card JCB 会員特約	・・・	P. 15
■ 株式会社じぶん銀行における個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供)に関する同意条項	・・・	P. 18
■ 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に 関する同意条項 KDDI 特約	・・・	P. 21

以下の規約のご請求については、各提携クレジットカード会社にお問い合わせください。

三菱UFJニコス(株) (au じぶん card MUFJ カード)

- MUFJ カード個人会員規約
- 個人情報の取扱いに関する重要事項

トヨタファイナンス(株) (au じぶん card TS3)

- クレジットカード会員規約
- 個人情報の取扱いに関する重要事項

(株)クレディセゾン (au じぶん card セゾン)

- セゾンカード規約
- 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

(株)ジェーシービー (au じぶん card JCB)

- JCB CARD 会員規約 (個人用)
- 個人情報の取り扱いに関する重要事項

au じぶん card ポイントプログラム利用規約

株式会社じぶん銀行（以下、「当行」といいます。）は、au じぶん card ポイントプログラム利用規約（以下、「本規約」といいます。）に従って、au じぶん card ポイントプログラムを提供します。なお、au じぶん card ポイントプログラムの細目については、ウェブサイトおよびガイドライン等に定めるものとします。

第1条 用語の定義

本規約で使用する用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) au じぶん card ポイントプログラム
当行が本規約等で定める条件に従って au じぶん card のポイントを利用契約者に付与し、利用契約者は当行から付与された au じぶん card のポイントを使って当行が別途指定する特典の提供を受けることができるプログラム。
- (2) 利用契約者
au じぶん card の契約者であって、本規約を承諾のうえ、au じぶん card ポイントプログラムの利用を当行に申し込み、当行がこれを承諾した方。
- (3) 利用契約
本規約に基づき利用契約者と当行との間で締結する au じぶん card ポイントプログラムの利用に関する契約。
- (4) au じぶん card のポイント
当行が本規約で定める条件に従って利用契約者に付与する au じぶん card のポイント。
- (5) ウェブサイト
当行が au じぶん card ポイントプログラムの細目を定め、au じぶん card ポイントプログラムを提供するために開設するウェブサイト。
- (6) ガイドライン等
当行が au じぶん card ポイントプログラムの細目を定めるために別途発行する「au じぶん card ポイントプログラムご利用ガイドブック」およびその他の告知媒体。
- (7) au じぶん card
提携カード会社が当行と提携して発行するクレジットカードであって、本規約で規定される au じぶん card ポイントプログラムが適用されるもの。
- (8) 提携カード会社
当行と提携して au じぶん card を発行するクレジットカード会社。
- (9) 提携企業サービス
au じぶん card ポイントプログラムにおける特典として当行が提携する企業のサービス。

第2条 利用申込等

- (1) au じぶん card ポイントプログラムを利用しようとする方（以下「申込者」といいます。）は、当行が別に定める方法により、本規約を承諾のうえ、au じぶん card ポイントプログラムの利用を当行に申し込んでいただきます。
- (2) 提携カード会社が au じぶん card を当該申込者に発行した時点をもって、当行と当該申込者との間で1のau じぶん cardにつき1の利用契約が成立するものとします。
- (3) au じぶん card ポイントプログラムを利用するにあたって、入会金および会費等は一切不要です。但し、利用契約者は、提携カード会社との間で締結する au じぶん card に係る契約に基づき入会金および会費等を支払わなければならない場合には、別途、当該入会金および会費等を負担するものとします。

第3条 au じぶん card のポイント付与等

- (1) 当行は、提携カード会社が別に定める条件に基づき算定された au じぶん card のポイントを利用契約者に付与します。なお、付与の条件・方法等については、ウェブサイトまたはガイドライン等に掲載することにより利用契約者に周知します。
- (2) 当行は、前項に基づく au じぶん card のポイントの付与のほか、当行が別途実施する施策等に基づき au じぶん card のポイントを付与する場合があります。なお、かかる施策等を実施する場合には、その内容についてはウェブサイトまたはガイドライン等に掲載することにより利用契約者に周知します。
- (3) 利用契約者は、当行がガイドライン等に定める方法に従ってウェブサイトを開覧することにより、第1項に基づき自らに付与された au じぶん card のポイント数を確認することができます。
- (4) au じぶん card のポイントの有効期間は、無期限とします。ただし、利用契約が終了した場合（au じぶん card ポイントプログラムが終了した場合を含みます。）には、事由の如何を問わず直ちに、au じぶん card のポイントは失効するものとし、これにより利用契約者が損害を被った場合であっても、当行は、その責任を一切負いません。
- (5) 利用契約者が複数の利用契約を締結している場合であっても、当行は、利用契約毎に au じぶん card のポイントを付与するものとします。

第4条 au じぶん card のポイントの利用等

- (1) 利用契約者は、1ポイント単位で au じぶん card のポイントを利用することができます。
- (2) 利用契約者は、au じぶん card のポイントを使用して当行が別に指定する特典（以下、単に「特典」といいます。）の提供を当行に請求することができます。この場合において、当行が特典を提供したときは、利用契約者が保有する au じぶん card のポイント数から当行が別に定める当該特典に係る au じぶん card のポイント数が減算されます。なお、利用契約者が保有する au じぶん card のポイント数が当該特典

に係るポイント数に不足する場合には、利用契約者は、当該特典の提供を受けることはできないものとします。

- (3) 当行は、利用契約者以外の者からの当該利用契約者の au じぶん card のポイントに関する照会および当該利用契約者の au じぶん card のポイントを使った特典の提供の請求を受付けません。
- (4) 利用契約者は、一旦特典の提供を当行に請求したときは、これを取り消すことはできないものとします。なお、当行は、利用契約者による特典提供の請求内容に不備若しくは不正等があることを確認した場合などには、当該特典の提供を行いません。
- (5) 利用契約者は、当行の都合により利用契約者が希望する特典（以下、「希望特典」といいます。）を提供できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (6) 利用契約者は、ウェブサイトおよびガイドライン等で定める方法により、au じぶん card のポイントを他の利用契約者に譲渡することができます。なお、当行は、au じぶん card のポイントの譲渡に関し、利用契約者または第三者（au じぶん card のポイントの譲受人を含みます。）が損害を被った場合であっても、その責任を一切負わないものとします。
- (7) 利用契約者は、本規約、ガイドライン等およびウェブサイトに従って、au じぶん card ポイントプログラムを利用するものとします。

第5条 提携企業サービスとのポイント交換

- (1) 利用契約者は、au じぶん card ポイントプログラムにおける特典として、提携企業サービスの利用ができるものとします。
- (2) 提携企業サービスの利用において、当行は所定の方法により、au じぶん card のポイントから提携企業サービスのポイントへの一方向の交換、提携企業サービスのポイントから au じぶん card のポイントへの一方向の交換、または双方向の交換、いづれかを提供します。
- (3) 提携企業サービス毎に au じぶん card のポイントの交換最低ポイント数、交換ポイント数、換算率等（以下「交換条件」といいます。）を設定し、交換時に換算率をかけることで交換を実施します。なお、換算率によってポイントに端数が出る場合は切り捨て処理を行い端数は消滅するものとします。
- (4) 当行は提携企業との個別の取り決めに従い交換条件を決定いたします。決定した交換条件はウェブサイトまたはガイドライン等に掲載することにより利用契約者に周知します。
- (5) 利用契約者は一旦所定の手続きをもって提携企業サービスのポイントへの交換をした場合は、これを取り消すことはできないものとします。なお、提携企業サービスのポイントへの反映は、提携企業の責任をもって実施するものとします。

第6条 解除等

- (1) 当行は、利用契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何ら事前の通知ま

たは催告を要することなく直ちに、利用契約を解除します。

- ① 利用契約者が本規約、ガイドライン等またはウェブサイトにおいて定められた事項等に違反し、またはそのおそれがある場合
 - ② 利用契約者が提携カード会社と締結している au じぶん card に係る契約に違反し、またはそのおそれがある場合
 - ③ 利用契約者が au じぶん card ポイントプログラムを利用するにあたり不正な行為を行い、またはそのおそれがある場合
 - ④ 差押、仮差押もしくは仮処分の命令、通知が發送され、または競売の申立を受けた場合
 - ⑤ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑥ 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合
 - ⑦ 自己振出もしくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡りとなった場合
 - ⑧ 合併によらず解散したとき、または営業を廃止した場合
 - ⑨ 当行の名誉、信用を失墜させ、もしくは当行に重大な損害を与えたとき、またはそのおそれがある場合
 - ⑩ 資産、信用、支払能力などに重大な変更を生じた場合
 - ⑪ 前各号に定めるほか、当行がガイドライン等またはウェブサイトにおいて特段の定めがある場合
- (2) 利用契約者が提携カード会社との間で締結している au じぶん card に係る契約が終了したときは、何ら意思表示を要することなく当然に、当該 au じぶん card に係る利用契約も終了するものとします。

第7条 当行の免責

- (1) 当行が利用契約者に提供した特典に関連して、利用契約者からの苦情および請求等（例えば、特典を構成する物品もしくは特典を行使した結果得られる物品に欠陥が存在したり、または特典を構成するサービスもしくは特典を行使した結果得られるサービスが不適切であったことなどに関連した苦情や請求等を含みます）に対し、当行および au じぶん card 契約者の取次委託業者は如何なる責任も負わないものとします。
- (2) 当行が第4条第5項により、希望特典を提供できない場合、当行および au じぶん card 契約者の取次委託業者はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。
- (3) 当行は、利用契約者に対し、au じぶん card ポイントプログラムを利用するにあたり必要となる ID およびパスワード（以下、「ID等」といいます。）を発行するものとし、利用契約者は、善良なる管理者の注意をもって ID等を使用および保管するものとします。なお、利用契約者は、自らの ID等を第三者に不正利用されまたはそのおそれがあるときは、直ちに、その旨を当行に通知するものとし、当行の指

示に従うものとします。

- (4) 当行は、au じぶん card ポイントプログラムを提供するに際し、ガイドライン等に定める方法に従って I D 等を使って利用契約者の本人確認を行うものとします。なお、万一、第三者が利用契約者の I D 等を不正利用した場合等であっても、当行は、その責任を一切負わないものとします。
- (5) 特典の内容は、当行の都合により、利用契約者への通知なしに、追加、削除、変更または一時停止されることがあります。この場合、当行および au じぶん card 契約者の取次委託業者は如何なる責任も負わないものとします。

第 8 条 本規約等の変更

当行は、利用契約者の承諾なく本規約およびガイドライン等の内容および特典の内容等を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

第 9 条 au じぶん card ポイントプログラムの終了

当行は、au じぶん card ポイントプログラムを終了させる場合、1 ヶ月前までにウェブサイトまたはガイドライン等に掲載する方法により会員に通知します。当行は au じぶん card ポイントプログラムの終了により、利用契約者が何らかの損害を被ったとしても、その賠償の責を一切負わないものとします。

第 10 条 準拠法

本規約は、日本国法に従い解釈されるものとします。

第 11 条 疑義等

本規約の規定について疑義が生じた場合または本規約に定めなき事項が生じた場合は、別途、当行が決定する内容に従った処理とするものとします。

以上

au じぶん card MUFG カード会員特約

第1条 (カードの名称と入会方法)

- (1) 三菱 UFJ ニコス株式会社 (以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。) と株式会社じぶん銀行 (以下「じぶん銀行」といいます。) とが提携して、三菱 UFJ ニコスが発行するカードの名称は au じぶん card MUFG カード (以下「本カード」といいます。) と称します。
- (2) 入会申込者は、本特約およびじぶん銀行が別に定める au じぶん card ポイントプログラム利用規約ならびに三菱 UFJ ニコスが別に定める MUFG カード個人会員規約 (以下これらを総称し「本規約等」といいます。) を承認のうえ、三菱 UFJ ニコスおよびじぶん銀行 (以下「両者」といいます。) に本カードの入会および au じぶん card ポイントプログラムの利用を申し込むものとします。
- (3) 両者が本カードの本会員または家族会員として入会を認め、かつ、au じぶん card ポイントプログラムの利用を認めた方を会員といい、会員は、MUFG カード個人会員規約に基づく資格 (以下「三菱 UFJ ニコス会員資格」といいます。) および本特約と au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づく資格 (以下「au じぶん card 会員資格」といいます。) を有するものとします。
- (4) 会員と両者との間で締結する本規約等に基づく本カードへの入会および au じぶん card ポイントプログラムの利用に関する契約 (以下「本契約」といいます。) は、両者が本カードへの入会および au じぶん card ポイントプログラムの利用を承認したときに成立します。また、本契約は、会員が三菱 UFJ ニコス会員資格または au じぶん card 会員資格のいずれかを喪失したときに終了します。

第2条 (au じぶん card ポイントプログラム)

- (1) 本カードには、じぶん銀行が提供する au じぶん card ポイントプログラムが適用されます。三菱 UFJ ニコスが提供するポイントサービスは適用されません。
- (2) au じぶん card ポイントプログラムは、au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づき、提供されます。

第3条 (特典およびサービスの利用)

- (1) じぶん銀行は、本条および au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づきカードご利用代金に応じて、au じぶん card のポイント (au じぶん card ポイントプログラム利用規約第1条第4項で定めるポイントをいいます。以下、同様とします。) を付与するものとします。ただし、じぶん銀行は、じぶん銀行所定の時期・方法により、カードご利用代金と関係なく会員に対し au じぶん card のポイントを付与することもできるものとします。
- (2) 前項のカードご利用代金には、キャッシングサービス・各種ローンの返済金、分割・リボ手数料、本カード年会費、その他三菱 UFJ ニコス所定のものとは含まないものと

- します。
- (3) じぶん銀行は、会員が本規約等を遵守していないと認めた場合、当該会員への au じぶん card のポイントの付与を拒否することができます。
 - (4) MUFJ カード個人会員規約に定める家族会員によるカードご利用代金に基づき付与される au じぶん card のポイントは、当該家族会員の属する本会員の au じぶん card のポイントと合算してその本会員に付与されます。
 - (5) 商品、役務等の取引が取り消されたことなどにより、会員のカードご利用代金の全部または一部が本カードで有効に決済されなかった場合、その額に応じたポイント数の au じぶん card のポイントは付与されず又は既に付与された au じぶん card のポイントはじぶん銀行所定の方法により取り消されるものとします。
 - (6) 第 1 項に基づきじぶん銀行から会員に付与される会員の au じぶん card のポイントは、MUFJ カード個人会員規約に基づき毎月 15 日に締め切られたカードご利用代金に応じて、三菱 UFJ ニコス所定の方法で算出するものとし、じぶん銀行が別に指定する日に付与されるものとします。
 - (7) 会員は、じぶん銀行が提供する au じぶん card ポイントプログラムの特典を受ける場合、じぶん銀行所定の方法でその提供を請求するものとします。なお、三菱 UFJ ニコスは、当該特典の提供に関して、会員とじぶん銀行の間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

第 4 条 (会員資格取消等)

- (1) 会員が au じぶん card 会員資格を喪失した場合、三菱 UFJ ニコスは当該会員の三菱 UFJ ニコス会員資格を取消することができるものとします。
- (2) 三菱 UFJ ニコスが会員の三菱 UFJ ニコス会員資格を取消した場合または会員が三菱 UFJ ニコス会員を退会した場合は、じぶん銀行は、当該会員の au じぶん card 会員資格を取消することができるものとします。
- (3) 第 1 項または第 2 項に該当した場合には、会員は、三菱 UFJ ニコスの指示にしたがって、ただちに、本カードを三菱 UFJ ニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第 5 条 (特約の変更、承認)

- (1) 本特約が変更され、変更内容を通知した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更事項を承認したものとみなします。
- (2) 本特約に定めのない事項については他の規約等が適用されるものとします。

第 6 条 (個人情報の収集・保有・利用・提供)

- (1) 入会申込者、会員および退会者（以下「会員等」という。）は、三菱 UFJ ニコスが、本カードに関連して収集した個人情報をじぶん銀行に提供し、じぶん銀行が au じぶん card ポイントプログラムを運営するために必要な範囲で利用することについて

同意するものとします。

- (2) 会員等は、じぶん銀行が、au じぶん card ポイントプログラムを提供するにあたり収集した個人情報を三菱UFJ ニコスに提供し、三菱UFJ ニコスがMUFJ カード個人会員規約に定める事項を履行する目的で利用することについて同意するものとします。
- (3) 第1項および第2項で定める個人情報の提供期間は、契約期間中および契約終了後1年間とします。

第7条 (本特約に不同意の場合)

両者は、会員等が、本契約に必要な事項（申込書等に記入・申告すべき事項）の記入・申告を希望しない場合、または本特約（変更後のものを含みます。）の内容の全部もしくは一部に同意しない場合、本契約の締結を断りまたは退会手続きをとることがあります。

第8条 (お問い合わせ・相談窓口等)

- (1) 三菱UFJ ニコスに対するお問い合わせ・相談窓口等は、MUFJ カード個人会員規約をご参照ください。
- (2) じぶん銀行に対するお問い合わせ・相談窓口等は、本特約末尾をご参照ください。

じぶん銀行に対するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

じぶん銀行 au じぶん card デスク

0120-926-333

[通話料無料。携帯電話・スマートフォンからもご利用になれます。]

受付時間 平日 9:00～20:00 土・日・祝休日 9:00～17:00 (年中無休)

じぶん銀行ホームページ URL

<http://www.jibunbank.co.jp/>

以上

au じぶん card TS3 会員特約

第1条 (本特約に定めるカード)

本特約に定めるクレジットカードは、株式会社じぶん銀行（以下「じぶん銀行」といいます）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」といいます）が提携して発行する au じぶん card（以下「本カード」といいます）をいいます。

第2条 (本カードの会員)

- (1) 本カードの会員（以下、家族会員を含めて「会員」といいます）は、本特約、クレジットカード会員規約およびこれに付帯する諸特約・諸規定（以下これらを総称して「会員規約等」といいます）ならびに au じぶん card ポイントプログラム利用規約を承諾の上、本カードへの入会および au じぶん card ポイントプログラムの利用の申込みを行われた方で、じぶん銀行およびトヨタファイナンスが入会を認めた方をいいます。
- (2) 会員は、トヨタファイナンスのクレジットカード会員規約に基づく資格（以下「カード会社会員資格」といいます）と本特約および au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づく資格（以下「au じぶん card 会員資格」といいます）とを有するものとします。

第3条 (用語)

本特約で使用する用語の意味は、本特約で別段の定めがある場合を除き、じぶん銀行が別に定める au じぶん card ポイントプログラム利用規約またはトヨタファイナンスが別に定めるクレジットカード会員規約で使用する用語の意味に従います。

第4条 (本カードのサービス)

- (1) じぶん銀行は、本特約および au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づき、会員に対して特典を提供します。
- (2) トヨタファイナンスは、本特約および会員規約等の定めるところにより、会員に対し各種のクレジットカードサービスを提供します。

第5条 (au じぶん card ポイントプログラム)

- (1) 本カードには、じぶん銀行が提供する au じぶん card ポイントプログラムが適用されます。
- (2) au じぶん card ポイントプログラムは、じぶん銀行が別に定める au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づき、提供されます。

第6条 (特典およびサービスの利用)

- (1) じぶん銀行は、本条および au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づきカ

ードご利用代金に応じて、au じぶん card のポイント (au じぶん card ポイントプログラム利用規約第 1 条第 4 項で定めるポイントをいいます。以下、同様とします) を付与するものとします。ただし、じぶん銀行は、じぶん銀行所定の時期・方法により、カードご利用代金と関係なく会員に対し au じぶん card のポイントを付与することもできるものとします。

- (2) 第 1 項のカードご利用代金には、キャッシング・カードローンの返済金、分割払手数料・リボルビング払手数料、本カード年会費、その他トヨタファイナンス所定のものは含まないものとします。
- (3) じぶん銀行は、会員が本特約、au じぶん card ポイントプログラム利用規約または会員規約等を遵守していないと認めた場合、当該会員への au じぶん card のポイントの付与を拒否することができます。
- (4) クレジットカード会員規約に定める家族会員によるカードご利用代金に基づき付与される au じぶん card のポイントは、当該家族会員の属する本人会員の au じぶん card のポイントと合算してその本人会員に付与されます。
- (5) 商品、役務等の取引が取り消されたことなどにより、会員のカードご利用代金の全部または一部が本カードで有効に決済されなかった場合、その額に応じた au じぶん card のポイントは付与されず又は既に付与された au じぶん card のポイントはトヨタファイナンスおよびじぶん銀行所定の方法により取り消されるものとします。
- (6) 第 1 項に基づきじぶん銀行から会員に付与される会員の au じぶん card のポイントは、クレジットカード会員規約に基づき毎月 5 日に締め切られたカードご利用代金に応じて、トヨタファイナンス所定の方法で算出するものとし、じぶん銀行が別に指定する日に付与されるものとします。
- (7) 会員は、au じぶん card ポイントプログラムの特典を受ける場合、じぶん銀行所定の方法でその提供を請求するものとします。なお、トヨタファイナンスは、当該特典の提供に関して、会員とトヨタファイナンスの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

第 7 条 (支払期日)

本カードにおける支払期日は、毎月 2 日 (当日が金融機関休業日である場合は翌営業日) となります。

第 8 条 (トヨタファイナンスの個人情報等の収集・利用・提供等に関する同意)

- (1) 会員は、自己の個人情報 (会員規約等に定める属性情報、契約情報および取引情報) ならびにじぶん銀行が入会申込みに際して収集するアンケート情報) およびその他の情報の取扱いに関し、本条に定める内容に同意します。
- (2) じぶん銀行およびトヨタファイナンスは、クレジットカードの発行・管理、各種サービスの円滑な提供、会員に対する与信業務 (途上与信を含む) および債権管理業務に利用するために、会員の個人情報を相互に交換し、これを利用する場合があります。

ます。

- (3) トヨタファイナンスは、本カードの入会申込に対する本カード発行の可否（その理由は除く）および発行後の退会・解約の事実（その理由は除く）について、じぶん銀行に通知します。

第9条 （会員資格の喪失）

- (1) 会員は、会員規約等に定めるほか、会員がじぶん銀行会員資格を喪失した場合は、何ら意思表示を要することなく直ちに、当該じぶん銀行会員資格に係る当該会員のカード会社会員資格も喪失するものとします。
- (2) 会員がカード会社会員資格を喪失した場合は、何ら意思表示を要することなく直ちに、当該カード会社会員資格に係る au じぶん card 会員資格も喪失するものとします。

第10条 （本特約に定めのない事項等）

- (1) 本特約に定めのない事項については、会員規約等または au じぶん card ポイントプログラム利用規約が適用されるものとします。
- (2) 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該改定を承認したものとみなします。

<お問い合わせ窓口>

トヨタファイナンスに対するお問い合わせ・相談窓口等は、会員規約等をご参照ください。

じぶん銀行に対するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

じぶん銀行 au じぶん card デスク

0120-926-333

[通話料無料。携帯電話・スマートフォンからもご利用になれます。]

受付時間 平日 9:00～20:00 土・日・祝休日 9:00～17:00 （年中無休）

<じぶん銀行ホームページ URL>

<http://www.jibunbank.co.jp/>

以上

au じぶん card セゾン特約

第1条 (カード名称)

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が株式会社じぶん銀行（以下「じぶん銀行」という）と提携して発行するクレジットカードを au じぶん card セゾン（以下「本カード」という）と称します。

第2条 (カードの発行)

- (1) お客様が、セゾンカード規約、本特約、及び au じぶん card ポイントプログラム利用規約を承認しじぶん銀行と当社（以下あわせて「両社」という）に本カードおよび au じぶん card ポイントプログラムのご利用のお申込みをされ、両社が本カードおよび au じぶん card ポイントプログラムのご利用を認めた方（以下「本会員」という）に、本カードを発行します。
- (2) 本会員がご利用代金などのお支払いを引き受けることを承認されたご家族で、両社に本カードおよび au じぶん card ポイントプログラムのご利用のお申込みをされ、両社がご利用を認めた方（以下「家族会員」という）に家族カードを発行します。
- (3) 本会員と家族会員（以下あわせて「会員」という）の集まりをセゾンサークルとします。

第3条 (キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

第4条 (au じぶん card ポイントプログラム)

- (1) 本カードには、じぶん銀行が提供する au じぶん card ポイントプログラムが適用されます。当社が提供するポイントプログラムは適用されません。
- (2) au じぶん card ポイントプログラムは、じぶん銀行が別に定める au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づき提供されます。
- (3) じぶん銀行は、本特約および au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づきカードご利用代金に応じて、au じぶん card のポイント（au じぶん card ポイントプログラム利用規約第1条第4項で定めるポイントをいう。以下、同様とします。）を付与するものとします。ただし、じぶん銀行は、じぶん銀行所定の時期・方法により、カードご利用代金と関係なく会員に対し au じぶん card のポイントを付与することもできるものとします。
- (4) 本条(3)のカードご利用代金には、キャッシングサービス、分割・リボ手数料、その他当社所定のものを含みません。
- (5) じぶん銀行は、会員がセゾンカード規約、本特約または au じぶん card ポイントプログラム利用規約を遵守していないと認めた場合、当該会員への au じぶん card の

ポイントの付与を拒否することができます。

- (6) セゾンカード規約に定める家族会員によるカードご利用代金に基づき付与される au じぶん card のポイントは、当該家族会員の属する本会員の au じぶん card のポイントと合算してその本会員に付与されます。
- (7) 商品、役務等の購入取引が取り消されたことなどにより、会員のカードご利用代金の全部または一部が本カードで有効に決済されなかった場合、その額に応じたポイント数の au じぶん card のポイントは付与されず又は既に付与された au じぶん card のポイントはじぶん銀行所定の方法により取り消されます。
- (8) 会員は、au じぶん card ポイントプログラムの特典を受ける場合、じぶん銀行所定の方法でその提供を請求するものとします。なお、当社は、当該特典の提供に関して、会員とじぶん銀行の間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

第5条 (カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約および au じぶん card ポイントプログラム利用規約が適用されます。セゾンカード規約と本特約の規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条 (会員資格の喪失)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

- (1) ⑨ 会員が au じぶん card ポイントプログラムを退会もしくは利用資格を取り消されたとき。
- (5) 会員が本カードの会員資格を失った場合は、何ら意思表示を要することなく直ちに、当該本カードに係る当該会員とじぶん銀行との間で締結している au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づく利用契約は終了するものとします。

第7条 (特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、会員が本カードを利用した場合は、会員はその変更内容を承諾したものとみなします。

じぶん銀行に対するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

じぶん銀行 au じぶん card デスク

0120-926-333

[通話料無料。携帯電話・スマートフォンからもご利用になれます。]

受付時間 平日 9:00~20:00 土・日・祝休日 9:00~17:00 (年中無休)

じぶん銀行ホームページ URL

<http://www.jibunbank.co.jp/>

以上

au じぶん card JCB 会員特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社じぶん銀行（以下、「じぶん銀行」といいます。）と株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」といいます。）が提携して発行するもので au じぶん card（以下、「カード」という。）と称します。

第2条 (用語)

本特約で使用する用語の意味は、本特約で別段の定めがある場合を除き、じぶん銀行が別に定める au じぶん card ポイントプログラム利用規約または JCB が別に定める JCB 会員規約で使用する用語の意味に従います。

第3条 (会員)

本特約、JCB が別に定める JCB 会員規約およびじぶん銀行が別に定める au じぶん card ポイントプログラム利用規約を承諾のうえ、本カードへの入会及び au じぶん card ポイントプログラムの利用を申し込み、じぶん銀行および JCB が当該申込みを承諾した方を会員（以下、「会員」といいます。）とし、JCB が本カードを会員に貸与します。

第4条 (au じぶん card ポイントプログラム)

本カードには、じぶん銀行が提供する au じぶん card ポイントプログラムが適用されます。JCB が提供する「Ok i D o k i ポイントプログラム」は適用されません。au じぶん card ポイントプログラムは、au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づき提供されます。

第5条 (特典の利用)

- (1) じぶん銀行は、本条および au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づきカードご利用代金に応じて、au じぶん card のポイント（au じぶん card ポイントプログラム利用規約第1条第4項で定めるポイントをいいます。以下、同様とします。）を付与するものとします。ただし、じぶん銀行は、じぶん銀行所定の時期・方法により、カードご利用代金と関係なく会員に対し au じぶん card のポイントを付与することもできるものとします。
- (2) 第1項のカードご利用代金には、キャッシングサービス・各種ローンの返済金、分割・リボ手数料、本カード年会費、その他 JCB 所定のものは含まないものとします。
- (3) じぶん銀行は、会員が本特約または au じぶん card ポイントプログラム利用規約を遵守していないと認めた場合、当該会員への au じぶん card のポイントの付与を拒否することができます。

- (4) JCB会員規約に定める家族会員によるカードご利用代金に基づく au じぶん card のポイントは、当該家族会員の属する本会員の au じぶん card のポイントと合算してその本会員に付与されます。
- (5) 商品、役務等の購入取消等により、会員のカードご利用代金の全部、または一部が取り消された場合、当該取消額に応じた au じぶん card のポイントはじぶん銀行所定の方法により取り消されるものとします。
- (6) 第1項に基づきじぶん銀行から会員に付与される会員の au じぶん card のポイントは、JCB会員規約に基づき毎月15日に締め切られたカードご利用代金に応じてJCB所定の方法で算出するものとし、じぶん銀行が別に指定する日に付与されるものとします。
- (7) 会員は、じぶん銀行が提供する au じぶん card ポイントプログラムの特典を受ける場合、じぶん銀行所定の方法でその提供を請求するものとします。なお、JCBは、当該特典の提供に関して、会員とじぶん銀行の間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

第6条 (JCBからじぶん銀行に対する会員情報の提供)

会員等は、「株式会社じぶん銀行における個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」第3条第1項および第7号に定める会員情報ならびに同第4条にて変更届出された会員情報を、JCBが必要な保護措置を行ったうえで、同第2条に定める目的のためにじぶん銀行へ提供することに同意します。

第7条 (会員資格の喪失等)

会員がじぶん銀行との間で締結する au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づく利用契約が終了した場合は、何ら意思表示を要することなく直ちに、当該会員のJCB会員資格も喪失するものとします。また、会員がJCB会員資格を喪失した場合は、何ら意思表示を要することなく直ちに、当該会員がじぶん銀行との間で締結する au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づく利用契約も終了するものとします。

第8条 (JCB会員規約と本特約の関係)

本特約に定めのない事項については、JCB会員規約および au じぶん card ポイントプログラム利用規約が適用されるものとします。

第9条 (特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容が会員に通知された後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更事項を承認したものとみなします。

<お問い合わせ窓口>

JCBに対するお問い合わせ・相談窓口等は、JCB会員規約をご参照ください。

じぶん銀行に対するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

じぶん銀行 au じぶん card デスク

0120-926-333

[通話料無料。携帯電話・スマートフォンからもご利用になれます。]

受付時間 平日 9:00～20:00 土・日・祝休日 9:00～17:00 (年中無休)

<じぶん銀行ホームページ URL >

<http://www.jibunbank.co.jp/>

株式会社じぶん銀行における個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

第1条

入会申込者、会員および退会者（以下「会員等」といいます。）は、自己の情報及びその他の情報の取扱いに関し、本同意条項に定める内容に同意します。なお、本同意条項で使用する用語の意味は、本同意条項に別段の定めがない限り、株式会社じぶん銀行（以下、「当行」といいます。）が別に定める au じぶん card ポイントプログラム利用規約で定める用語の意味に従います。

第2条

じぶん銀行は、au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づく、au じぶん card のポイントの付与、au じぶん card のポイントの利用、au じぶん card のポイントの管理等にあたり、次の目的の達成のために、次条に定める会員の情報を収集・保有・利用するものとします。

- ① 会員等の管理、会員の au じぶん card のポイントの管理および会員に対する au じぶん card のポイント数の通知、会員への au じぶん card ポイントプログラム、その他 au じぶん card に基づくサービスの提供及びご案内またはご提案
- ② au じぶん card ならびに au じぶん card 以外の当行事業における営業促進活動、市場調査・商品開発等のマーケティング分析およびその結果に基づく当行商品・サービス等のご案内またはご提案

第3条

当行は、前条の利用目的のために、次の情報（以下、「会員情報」といいます）を収集・保有・利用します。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が au じぶん card 申込書に記載した情報
- ② 会員が au じぶん card ポイントプログラムの利用申込時に届け出た E メールアドレス等の情報
- ③ 会員等が利用する、au じぶん card 以外の当行サービスの契約内容、お取引内容、お問い合わせ等の内容等にかかる情報
- ④ 当行が会員等向けに実施したアンケート等により取得した情報
- ⑤ 会員の取次委託業者が実施したアンケートにおいて会員等が当行による利用を同意したうえ提出した情報
- ⑥ 「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項 KDDI 特約」に基づき KDDI 株式会社から当行が取得する KDDI サービス料金情報、KDDI サービス料金を決済する au じぶん card のクレジットカード番号および KDDI サービスの電話番号／ID／加入状況
- ⑦ au じぶん card の会員資格を喪失した事実

第4条

会員が前条第1号の会員情報の変更を届け出る場合は、その届出先は提携カード会社とし、また届け出た会員情報は当行及び提携カード会社双方に届け出があったものとし、また、auじぶん card 以外の当行商品・サービスをご利用の場合は、当行が必要とする情報の範囲において、別途当行にもその変更の届出が必要となります。

第5条

当行は 会員に対して第2条第1号および第2号に定める案内等を郵送、Eメール、または電話等の方法により行うことがあります。なお、当行から送信するEメール（次条第2項に基づき送信されるものを含みます。）の受信に係る利用料や会員がウェブサイトを利用する際に発生する利用料は会員負担となります。

第6条

- ① 会員が前条に定める当行からの案内等を希望しない場合、会員は当行が別途定める方法により当行に届け出るものとします。当行は当該届出を受領した場合、これらの案内等を行わない（次項に定めるご案内を除きます。）ものとします。
- ② 前項の届出があった場合であっても、auじぶん card ならびに auじぶん card 以外の当行サービスに関する重要なお知らせなどの情報については、郵送、Eメール、または電話等の方法によりご案内させていただきます。

第7条

会員は、次の各号の何れかに該当する場合、当行が会員情報を提携企業および業務委託先に対し提供することに同意します。

- ① 当行が別途定める auじぶん card ポイントプログラム利用規約に基づく、auじぶん card のポイントの付与、auじぶん card のポイントの利用、auじぶん card のポイントの管理等を目的として、当行が KDDI 株式会社に対して、auじぶん card のクレジットカード番号を提供する場合
- ② 会員から auじぶん card のポイント業務等に関する提携企業サービスに参加申出があった場合において、当該サービスを実施する目的で、当該サービスに必要な範囲で提携企業へ会員情報を提供する場合
- ③ 第三者へ業務を委託する場合において、業務上必要な範囲で会員情報を預託する場合

第8条

当行は、前条に定める場合の他、次の各号に該当する場合を除き、正当な理由がある場合を除いては、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲をこえて取扱いいたしません。

- ① 本規約において別に定める場合
- ② お客さまの同意がある場合
- ③ 法令に基づく場合

- ④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客さま本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客さま本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑥ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務をすることに對して協力する必要がある場合であって、お客さま本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9条

会員等は、当行に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本同意条項末尾に記載する受付窓口にご連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第10条

本同意条項に定める会員情報の利用期間は、契約期間中及び契約終了後1年間とします。

<じぶん銀行お問い合わせ窓口>

個人情報の開示等のお求め、あるいは個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望等は、以下の窓口までご連絡ください。

じぶん銀行 お客さまセンター

0120-926-111

[通話料無料。携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます]

または、03-6311-8003 (通話料有料)

受付時間 平日 9:00~20:00 土・日・祝休日 9:00~17:00 (年中無休)

au じぶん card に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

じぶん銀行 au じぶん card デスク

0120-926-333

[通話料無料。携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます]

受付時間 平日 9:00~20:00 土・日・祝休日 9:00~17:00 (年中無休)

<じぶん銀行ホームページ URL>

<http://www.jibunbank.co.jp/>

以上

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供） に関する同意条項 KDDI 特約

第1条

入会申込書（書面による申込および電磁的方法による申込を含む）表記のカード会社（以下、「提携カード会社」といいます。）と株式会社じぶん銀行（以下、「じぶん銀行」といいます。）とが発行する au じぶん card（以下、「本カード」といいます。）の入会申込者（以下、契約成立により入会申込者が会員となった場合を総称して「会員」といいます。）のうち、本カード申込時または本カード発行後に KDDI 株式会社（以下、「当社」といいます。）の各種料金のお支払いを本カードにより支払う方法をお選びいただいた会員については、提携カード会社が定める「クレジットカード会員規約」における個人情報の取扱いに関する条項、または「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」およびじぶん銀行が定める「株式会社じぶん銀行における個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」に加え、本特約に定める内容に同意します。

第2条

- (1) 当社は保護措置を講じた上で、じぶん銀行に以下の個人情報を提供し、じぶん銀行は以下の目的のために利用します。

〔提供する個人情報〕

- ・本カードで決済する KDDI サービス利用額
- ・KDDI サービスの決済に使用する本カードのクレジットカード番号
- ・KDDI サービスの電話番号／ID／加入状況

〔じぶん銀行における利用目的〕

じぶん銀行が会員へ提供するサービスである au じぶん card ポイントプログラム利用規約に基づく au じぶん card のポイントの付与、au じぶん card のポイントの利用、au じぶん card のポイントの管理等のため

- (2) 会員は、じぶん銀行に対して、本特約についての同意を当社に通知することを依頼します。

第3条

本特約は、当社およびじぶん銀行各社所定の手続きにより変更する場合があります。

<KDDI 株式会社 個人情報開示等相談窓口>

個人情報開示に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒163-8509 東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル

KDDI 株式会社 個人情報開示等相談窓口 03-6670-6684

受付時間 9:00～17:00 ただし土曜・日曜・祝日・年末年始を除く以上